

## ルソーとフランス革命

山 崎 耕 一

## 1 はじめに

本稿は、『社会契約論』の著者ジャン・ジャック・ルソーがフランス革命に与えた影響はいかなるものであったか、という問題についての研究の現状を整理する一環として、ロジエ・バルニの研究業績を要約・紹介しようとするものである。筆者独自の見解を述べることを直接の目的とはしていない。

それにしても、なぜ今さらに「ルソーとフランス革命」なのだろうか。確かに、革命が始まった直後の一七九一年には既にセバステイアン・メルシエが『革命の最初の著者の一人として考察されるJ・J・ルソー』<sup>(1)</sup>を著しており、以来、ルソーと大革命の関係を論じた著作は数多い。間接的に言及したものや、ロベスピエールなど特定の人物との関係を論じたものなどまで含めれば、無数と言っても過言ではなく、ビブリオグラフィィを作ることさえ困難である。論じられるべき問題は既に論じ尽くされたかの感がある。その中でも、今世紀初頭にダニエル・モルネが、十八世紀のパリの人々が死んだ際に故人の財産を競売に付すために作成される財産目録の一部である蔵書目録を大量に検

討し、その中に『社会契約論』がほとんど見られないのを根拠にして、ルソーの政治思想は当時の人々に知られてはいなかったという結論を下したのは、<sup>(2)</sup>その後の研究史に与えた影響の大きさから言って、特筆すべき業績であった。モルネ説はほぼ定説と呼びうる位置を占め、その後の研究は、この説に肯定的であれ否定的であれ、モルネ説になんらかのかたちで言及せざるをえなかったのである。

しかし、最近になって、こうした実証的研究の積み重ねとは若干ずれたところから、多少奇妙なかたちで、新しい問題が提起されるに至った。いわゆる「政治文化」論である。フランス革命史研究における、いわゆる「正統派」と「修正派」の対立・論争については、わが国でも既に紹介がなされているので、<sup>(3)</sup>ここではその詳細には立ち入らない。本稿に関係するのは、「修正派」の領袖フランソワ・フュレが一九七八年に出版した著書『フランス革命を考える』である。かつてのフュレは、フランス革命が一七八九年の段階から一七九三年の段階に移行する契機を示さず、単に「スリップ」という比喩的表現で説明していた。<sup>(4)</sup>その点が彼の革命論の弱点だったのだが、『フランス革命を考える』においては「政治文化」を説明の原理として用いている。すなわち、一七八七年の「貴族の革命」によって権力は事実上崩壊しており、フランスの政治には一種の空白状態が生まれていた。そのためイデオロギーが一人歩きする。しかもそれまでの絶対王政は国民の利害を代表して政治行動をなしうるような組織を育成していなかったため、政治の現実を知らない文人や哲学者が世論の代弁者となった。その結果、革命を推進する正義の「民衆」とそれに対抗する悪の権化たる「反革命勢力」というマニ教的二元論が形成され、相異なる利害を代弁する諸政党と利害の調整機関としての議会との存在というイギリス流の政党政治への道は閉ざされる。残るのは、常に革命と正義の側にあるとされる理念的な民衆の代弁者として独裁的に統治する者と、彼によって反革命と断罪され抹殺される者とが和解や妥協なしに対立するという政治のあり方だった。そして「初めて大革命の自己言説をわがものとした一結社の言論独

裁を通じて、直接民主主義のモデルと運営を定着させたのはまさしくジャコバン主義である。<sup>(5)</sup>

このように、ジャコバン主義に代表されるフランス型政治文化の展開としてフランス革命を説明することにより、フュレは八九年の革命から九三年の革命への逸脱というかつてのアポリアを解いたのだった。ここでの問題は、そうした政治文化の起源である。「文人や哲学者」が挙げられていることは既に述べたが、さらに加えて「この問題にかんしてもっとも厳密な理論的定式化を与えるのはルソーである。そして彼は、権利のレベルで一般意志による思弁的解決をこの問題に与えた」「ルソーの強みはその厳格さにある」「たぶんルソーは知性の歴史のなかに現れた、もっとも先見の明に富む天才であった」として、その影響の強さを指摘している。すなわち「ルソーの一般意志論・人民主権論が一七八九年とそれ以降の革命家の政治思想ないしイデオロギーを基本的に規定し、なかでもそれを典型的に体现したジャコバン主義が大革命をもっとも過激な段階に押し進めた。まさにそれ故に、フランスにおいてはイギリス型の穏和な議会政治の展開が阻まれた」というのがフュレの描く一つの図式として指摘できる。

先にフュレの新しい問題提起が「多少奇妙なたちで」なされたとし、今は「一つの」図式と限定する。それはフュレ自身が「ルソーはフランス革命の『責任者』ではいかなる点においてもない」と述べ、またトクヴィルが「(フランス革命の)最初はモンテスキューが引用され、それに注釈が施される。終わりになるとルソー以外には語られない。ルソーは、大革命が一歳であるときの唯一の家庭教師となったし、またそうでありつづける」と述べたのを引用してから「思想の進化がこれほど単純だとは私には確信がもてない」と<sup>(7)</sup>と続けているからである。さらに別の個所では「彼(トクヴィル)は、抵抗しがたい傾向としてのジャコバン主義とも呼ぶことのできるものが、八九年以来、存在していることをただしく見ているが、その存在を『社会契約論』の影響に帰している。この点はまちがいでもあり、誤解でもある。八九年人の大部分はルソーを読まなかったし、たとえばシェイエスもミラボーやレドレール以上

にルソー主義者であるわけではない<sup>(8)</sup>とも記している。すなわちフェレは一方では(ダニエル・モルネの研究が出る以前に著述を行った)トクヴィルにいわば自説を代弁させながら、自分自身はモルネに従ってルソーの影響を否定するという綱渡りめいた芸当を行っているのである。

こうした事情は、ジャック・ジュリアールの『ルソーの過ち<sup>(9)</sup>』においても共通している。この本はフランス革命を直接の主題とはしておらず、むしろ革命後の一九世紀におけるルソー的政治理念の影響を追ったものであるが、著者は、一方では「一つだけ確かなことがある。歴史上のルソーはジャコバン派が仕立てあげたような革命的民主主義者でもなければ、彼の論敵が考えたようなプロレタリア的思想家でもない、ということである」<sup>(10)</sup>「ブリソ、ロベスピエール、マラのような革命の指導者たちは、一般意志をねじ曲げて一党派の手段にしてしまう現代の政治家の原型なのであって、ルソーを論拠としていると言うことはとうていできない。彼らはルソーが嫌ったはずのことばかり行ったのである」<sup>(10)</sup>として、フランス革命に対するルソーの影響を否定し、両者は相異なるものであるとしている。しかし同時に「我々は民主主義の概念を、ルソーが定義し、フランス革命が実施したようなものとして据えることにしよう」<sup>(11)</sup>「十九世紀はすでにして、一七九三年の経験を通してルソーを読み、その亡霊につきまといわれている。思想のレヴェルにおけるルソーと歴史の展開における大革命、この両者は今後、人々の目には不可分のものと映っている。両者は近代の到来を告げるものなのである」<sup>(11)</sup>としてルソーと革命を結びつけ、それ以降の行論中では「ルソー」ないし「社会契約論」と「フランス革命」もしくは「ジャコバン主義」をほとんど同義語として用いている。ジュリアールもフェレと同じく、モルネのテーゼに一応の配慮はしながらも、いわばなし崩しにルソーとジャコバン主義を結びつけ、彼らが唱導した人民主権論・一般意志論に囚われたが故にフランスの政治は成熟したものになっていないと主張するのである。

フュレリジュリアールの主張は、政治思想として見た場合には、特に目新しいものではない。フュレ自身も、既に見たように、トクヴィルを取り上げているが、それ以前にバンジャマン・コンスタンにも類似の政治論がある。<sup>(12)</sup> 言い換えれば、フランス革命それ自体と同時に出現しているということである。だがこの点についての系譜を追うのは本稿の目的ではない。思想史研究の観点から見た場合、特にモルネの研究業績を知っている我々にとっては、そもそも「ルソーはフランス革命期の人々に読まれていたのか」という問題を実証的に確認する手続きを省いたままルソーと革命を論じるのは、軽率の誇りを免れないだろう。現時点におけるフランス革命研究に大きな影響を示している「修正派」理論の実証的根拠を問うために、「ルソーとフランス革命」という古い問題を今再び取り上げねばならないのである。

## 2 ロジェ・バルニの業績(一)——『イデオロギーにおけるフランス革命への前奏曲』

前節冒頭で述べたように、本稿で取り上げるのはロジェ・バルニ業績である。彼は、あえて党派的な色分けをするなら、「正統派」の側に位置づけられるだろう。別に、彼の研究のみが紹介に値することではない。他にも注目すべき業績はあるが、紙面の都合もあって、全てを同時に取り上げることが不可能である。その中でバルニの研究は、その総合性から言って、まず第一に取り上げるだけの価値は持つであろう。フランス革命初期におけるルソー主義に関する彼の長大な博士論文は残念ながら未公開なので、本稿では彼が博士論文の一部をまとめて出版した三冊の単行本、すなわち『イデオロギーにおけるフランス革命への前奏曲』<sup>(13)</sup>、『大革命におけるルソー』<sup>(14)</sup>、『革命期におけるルソー主義の炸裂』<sup>(15)</sup>を取り上げる。

まず『イデオロギーにおけるフランス革命への前奏曲』(以下『前奏曲』と略す)であるが、この本は全部で三章

からなる。第一章はいわば問題の設定であり、本稿における我々の関心とも重なる点が多いので、詳しく紹介したい。第二章では、初期の『学問芸術論』『不平等起源論』と『社会契約論』の関係を当時の人々がどう捉えたかを扱い、第三章では一七七一年に始まるモーブー改革とそれにもなる政治論争の中でルソー思想が人々にどのように用いられ、またどのような影響を与えたかを問題にしている。

さて、『前奏曲』の冒頭においてバルニは、一七八八年の危機の前夜にルソーの作品がどの程度普及し理解されていたのが問題だとする。この点に関していくつかの論文はあるが、問題の全容はまだ明らかではない、と言うのである。当時ルソーの名は有名であったが、彼の作品がすべて出版されていた訳ではなく、また出版されていた作品の理解のされ方もまちまちであった。それでは、どの作品がどの程度読まれていたのか。バルニはまず各作品の出版回数をもとに提案する。一番多いのは『新エロイーズ』で、一八〇〇年までに七二回出版されており、同じ版の増刷を除けば五三回となる（これを72—53と記すことにする）。一七八九年までに限れば、『新エロイーズ』は50—40であり、以下、『エミール』22—16、『学問芸術論』18—9、『社会契約論』13もしくは14—10、『山からの手紙』11—7、『ポーモンへの手紙』10—11、『不平等起源論』8—8、『政治経済論』7—5、『ダランベールへの手紙』7—4となり、『ポーランド統治論』はさらに少ない。さらに全集・著作集・抜粋版も考慮せねばならない。こうして見ると、ルソーの政治的著作は『新エロイーズ』『エミール』よりは確かに少ないが、それほど差が開いている訳ではないのである。また『新エロイーズ』『エミール』が定期的に版を重ねていたのに対し、『ポーモンへの手紙』『山からの手紙』は初版が出た時に話題になって異版が出るが、すぐに途絶した。『社会契約論』は前者に近いパターンであり、人々の興味を引き続けたと思われる。しかし、書物の影響を見るには、発行回数だけでは十分ではない。各版がどれだけ売れたかも問題だし、海賊版も考慮しなければならない。これは実際にはきわめて困難な作業なので、ダニ

エル・モルネは一七五〇年から一七八〇年にかけての私人の蔵書目録を調査対象にしたのだった。彼が調査した目録は上層貴族のものから法律家の中流ブルジョワジーのものまで、五〇〇点におよび、うち八点は掲載蔵書数一〇〇冊以下、三〇点ほどは三〇〇〇冊以上に達する。ルソーの作品としては『新エロイズ』がもっとも多くて一二八点の目録が掲載しており（書物全体では第八位だが小説だけに限れば一位）、『不平等起源論』が六七点、『ダランペールへの手紙』が三七点、『学問芸術論』が四点、『エミール』が九点、『政治経済論』が五点で、『社会契約論』はたった一点のみである。ヴォルテールの『イギリス書簡』（四一点）や『百科全書』（七三点）と比較しても、ルソーの政治論の少なさが目立つ。故にモルネは、公衆は伝統的であり、宗教や政治に関する論争はあまり浸透しなかったと結論した。しかし彼が調査対象としたのは蔵書の持ち主が死亡した際の、財産を競売に付すための販売品目録であり、最初から公開を前提としていたことを忘れてはならない。高等法院が禁書としたり、フランスへの搬入が禁じられていた書物は目録に掲載されなかったのである。<sup>(16)</sup> 評判が高く、出版回数も多かった『エミール』は蔵書目録では九点にか現れていないが、それらはすべて一七七三年以後、すなわち思想・宗教関係の書物に対する当局の取り締まりが緩和されてからのものである。政治関係の書物に関しては、そのような当局の変化はなかった。一七七五年以降に見られる一定のリベラリズムは宗教面に関してのみ現れたのであって、政治関係の書物に関しては逆に取り締まりが厳しくなっている。従って、競売用の蔵書目録に現れないからといって、『社会契約論』を当時の蔵書家が持っていないか——さらには読んでいなかった——とは結論できない。ボクレールの『社会契約論論駁』<sup>(17)</sup>が蔵書目録中に割に見られることなどを考えるなら、むしろ逆に『社会契約論』に対する当時の人々の関心は比較的高かったと見なければならぬ。しかし、その点に関して書物の統計が利用できないとすれば、どのようにしてルソーの政治思想が及ぼした影響を実証できるだろう。バルニはこの問題を統計的に処理することを諦め、当時の人々が書き残したもののうち

ルソー思想の影響を探るといふ伝統的な思想史の方法に立ち返るのである。

ルソーと一般読者の関係は三段階に分けて考えることができる。最初はディジョン・アカデミーの懸賞課題に応募した二論文、すなわち『学問芸術論』と『不平等起源論』の段階で、ルソーは才能ある論争家と見られたが、同時に見せ場を作るために議論の真面目さを犠牲にする傾向があると受け止められた。真理に対するシニカルな軽蔑と道徳に対する生真面目さの間には分裂があると考えられ、そのためにこれら二論文の哲学的な検討は妨げられた。第二段階は『新エロイズ』の出版であり、『エミール』も同じ系列の作品と受け取られた。これらによってルソー評価は一変したのである。「感情の甘美さ」「徳の甘美さ」を謳った「ジュリー」とエミールの不朽の著者」であり、真理と徳の使徒とされた。「思索の教師」というよりは「生き方の教師」として、作品の内容が作者と一体のものとして捉えられ、「ルソー礼拝」が出現した。当局から断罪・追放されたことにより、「殉教者」としての威光すらまとうようになった。ルソーとヒュームの論争が第三段階を画する。作品だけでなしにルソーという人物が人々のもつイメージに影響するようになり、彼の私生活が問題として取り上げられるようになった。ルソーの方は自伝的作品を書いて自己に有利なイメージを形成しようとするが、読者は彼の期待通りのイメージを抱かない。それでルソーは「敵の陰謀」を想定するようになり、被害妄想から孤独の生活にはまりこんでいく。

問題は、ルソーのどのような面が読者に影響を与えたかという点であろう。カトリック教会は『エミール』をキリスト教批判の書と見て断罪し、ディドロやヴォルテールは同じ見方から、逆に、『エミール』の成功を喜んだのだ。しかし一般読者はそうした宗教・哲学の問題にはほとんど興味を示してはいない。またルソーによる「子供の発見」や『エミール』の教育学的な内容にも無関心である。彼らは『エミール』を、『新エロイズ』の続編をなすロマンと受け取ったのであり、家族生活や母乳育児への讃歌に共感したのだった。赤子をおくるみでがんじがらめにく

るむのをやめよというルソーの主張は個人の自由と解放のシンボルとなり、『新エロイーズ』『エミール』に共通して見られる私生活の重視・徳や家庭の価値の強調・自然の自由の尊重は、通俗化された形ではあるが、専制批判としての意味を担ったのである。

このように『エミール』『新エロイーズ』がその政治的含意を読み込まれているのに、『社会契約論』のような本来の政治的著作は無視されているように見える。ドラテは『社会契約論』への反論を調査したが、革命前に二点、革命中に二点しか見つけられなかった。<sup>(18)</sup> マクドナルドは新聞・メモワール・私的な手紙を史料とし、<sup>(19)</sup> トレナールは地方新聞を調査して、『社会契約論』への反響を探したが、いずれも思わしい結果は得られなかった。同時代人のセバステイアン・メルシエ、セナク・ド・メイアンも『社会契約論』は革命前には読まれておらず、革命が始まってから人々はルソーやマブリの著作の中に自分たちの武器となる思想を捜し求めるようになったのだと述べている。やはりモルネ説を承認すべきなのだろうか。だが、ロラン夫人はメモワールに、ルソーの他の著作とともに『社会契約論』を読んだことを記している。ブリソは革命前の著作で『社会契約論』の名は挙げていないが、内容を見れば読んでいたことは明らかである。後に公安委員会委員になるバレールも革命前に『社会契約論』を読んでいた痕跡がある。テュルゴはルソーを擁護するためのヒューム宛の手紙において、『社会契約論』が主権者と政府を区別したことを指摘して、この著作の獨創性を正しく評価している。コンドルセの革命前の著作にも『社会契約論』の影響が見られるし、ナポレオン・ボナパルトも革命前にこの本を、欄外に書き込みをしながら、丁寧に読んでいた。『社会契約論』が読まれていなかったという説は、やはり修正されねばならないのである。

ルソーの影響を探るには、単に彼の民主主義理論がどのように理解されたかをみるだけでは十分ではない。感受性と理性、体系的思想と心情への呼びかけという二元論を含めて、かれの著作全体が革命の感性・心性の形成にどのよ

うに役立ったかを見なければならぬ。ルソーはその全著作を通じて幸福と社会的正義を求めたのであり、これら二つは互いに相手の条件となっていた。ルソーの政治論はこれら二つが得られる具体的条件を探るためのものなのである。革命前の数十年に人々は理性と感情が究極には一致することを信じるようになったが、ルソーはまさにこうした傾向を助長した。かれは人々の思想よりも習俗に影響を与えたのだった。

もう一つ問題になるのは、各社会階層ごとのルソーの影響の相違である。まず最下層民であるが、彼らがルソーを知るのは口頭での伝播や絵画によるので、影響はかなり遅くなってしか現れない。次の勤労者のブルジョワジーは、まさにルソーを読んでみずからの政治的思弁を始めたのであり、ルソーの道徳批判に最も共感を示したのもこの階層だった。上流貴族から延々と流れてくる「軽蔑の滝」の流れの中で、彼ら中層ブルジョワジーは自らの知的・道徳的な優位と社会的劣位を意識していたが、ルソーの文明批判・社しい社会の可能性の示唆・有徳な家庭生活の称賛などは、まさに自分たちの境遇に救いをもたらすものだった。『新エロイズ』『エミール』の先に述べたような成功をもたらしのもこの階層の支持による。まさに自分たち自身の姿をルソーに投影するが故に「ルソー崇拜」を行ったのである。ただし、この階層が一体のものであったとか、革命への傾向を持った啓蒙主義の党派だったとか考えることはできない。この階層は内部対立の含む多様なものであり、また宗教面では伝統的だった。

ついで貴族層であるが、上層貴族の一部はルソーに熱中していた。『新エロイズ』が彼らの間で大きな位置を占めていたが、これは彼ら上層貴族が現実社会での政治的役割を失ったため、生きることの倦怠を感じ、現実逃避的になつていたこととも関連するであろう。ただしルソーがもつ道徳面での真剣さは貴族の生き方とは相容れないものであり、上層貴族は『告白』には軽蔑を示した。高等法院の貴族はルソー（および啓蒙哲学者全般）に敵対的な者を輩出した階層である。ただし中には新思想に開かれた精神の持ち主もあり、彼らは法律の専門家であるだけに、ルソー

の政治思想から多くを学んだ。王権はルソーに批判的ではあったが、特にきびしく迫害したわけではなかった。また政府高官のなかには、コンティ公やマルゼルブ、テュルゴのようにルソーに好意的だった者もいる。貴族のなかでルソーに最も共感を示したのは、地方の伝統的な帯剣貴族だった。金銭的には貧しい者が多く、封建的精神を強く持っていて、名譽と富の対立はこの階層においては自分たちの現実そのものだった。金銭に代えられない伝統的価値を尊ぶ点でルソーと共通しており、一七八九年前半にはこの階層はルソー主義を強く示している。彼らはまた、『学問芸術論』『不平等起源論』に見られる文明批判にも共感を示していた。

以上が、『前奏曲』第一章におけるバルニの問題設定および問題全体へのおよその見取り図である。ついで第二章だが、バルニによれば、『学問芸術論』は主張の大胆さが注目を集めはしたものの、大方は鬼面人を驚かすたぐいの詭弁としか見なかった。教会側のイエズス会士やジャンセニストは啓蒙主義に敵対的な論客の出現を喜んだが、例えば「トレヴー」紙は「学問それ自体は善でも悪でもないが、人間がそれを悪用している」というのが著者ルソーの真意だとして、『学問芸術論』の衝撃を和らげ、常識的な枠のなかに収めようとしているのである。テュルゴはルソーに山師的言動の傾向があるのを指摘し、他にルソーに好意的な者でも、この第一論文を正面から字句通りに受け取るうとはしなかった。第二論文の『不平等起源論』も、第一論文と同様、一般の評価は低かった。批判の主なものには教会側からのもので、①ルソーが人類学的な記述をしたのは創世記の教えに反する、②生活の必要と情念とから理性の出現を説明したのは、理性が神から与えられたものだとする教会の教えに反する、③ルソーの説では人間と世界は存在の目標を持たないものとなり、道徳の基盤が失われる、などがその論点である。啓蒙哲学者の側からの反応はどうだっただろうか。例えばデイドロは『不平等起源論』に好意的だったがヴォルテールは批判的であり、啓蒙の陣営の評価は一致してはいなかった。ただし、好意的だったデイドロが完全にルソーに賛成かというとは必ずしもそうではない。

ドレイルのルソー批判がむしろディドロの立場に近いと思われるのだが、ドレイルはルソーが自然法を認めない点を批判する。これは単なる法理論の問題というより、人類の歴史に於いて進歩を肯定するか否かの問題なのである。ドレイルによれば「完成可能性」は自然のものであり、知識・文化は自然的な進歩にもとづくものであって、進歩が必然的にもたらす敵対関係などは認められないのである。ルグロも、ルソーが混乱と悪の起源を社会制度に求めた点を批判して、これは反逆であり、破壊的であると批判する。後に革命家となる人々も、第二論文の破壊的な側面に批判的だった。しかし同時に、ルソーに建設的な著作があることも認めていた。テュルゴの見解がこの点で示唆的なのだが、彼はルソーの著作に一貫性を認めない。初期のくだらない著作（『学問芸術論』『不平等起源論』）と三大傑作（『新エロイズ』『エミール』『社会契約論』）を分け、後者において初期のペンシズムは克服されていると見ている。ミラボー伯爵も同じ意見であり、類似の見解を表明する者はその他にも多い。彼らは初期の二論文には批判的だが、ルソーの本領はそこにはないと見ているのである。

それではルソー以後の人々の著作に『社会契約論』からの引用が極端に少ないことをどう考えたらよいのだろうか。ここで再びモルネの説にもどるのだが、バルニによれば、『社会契約論』は、当時の人々から見てややエキセントリックな二論文の後に、再び伝統的な問題設定にもどり、自然法理論も民主主義への展望の中に取り込んだため、十八世紀の読者の心理的な慣習に抵触するものではなくなった。ルソーの思想はブルジョワ思想一般の中に溶け込んだので、仮に『社会契約論』を読み、そこからなんらかの示唆を受けたとしても、特にこの本を名指しで取り上げて引用したり批判したりするほどのものではなくしたのである。故に、ルソーや『社会契約論』の名が挙がっているか否かを問題にするのではなしに、一つ一つの作品を分析して、ルソー思想の痕跡を抽出しなければならないのである。ミラボーとコンドルセは、こうした潜在的な影響関係を示す実例である。

ミラポールの『専制に関する試論』<sup>(21)</sup>は、二つの点でルソーの影響が指摘できる。第一は自然と文化の関係で、ミラポールは人間の社会性と徳はともに後天的に出現する——従って自然的本性ではない——ものだと考えており、かつ最良の制度とは人間を自然から最も引き離すものだとしている。第二は事実と権利の関係であって、ミラポールは実定法と自然法の乖離を批判し、国家において権利は事実からは生じないとしている。この他にも、専制は崩壊し、自由の回復をもって終わるといふ展望もルソー的であるし、『社会契約論』に見られる民主主義の理論もある程度受け入れている。また文章そのものが『社会契約論』に似ている個所も指摘できる。ただしミラポールは、ルソーの政治思想の中心概念である主権については触れていない。彼は父親を介して重農主義の影響を強く受けており、生産の拡大が個別利害と一般的利害を調和させ、所有が幸福の基礎になると考えているのだが、他方ではルソーの弟子を自認し、ルソーと重農主義の融合をめざしているのである。

コンドルセの場合も興味深い。彼は①市民の政治的自由が成立する条件の探究、②法の定義の二点で、ルソーと重なっている。第一点から見ると、彼は個別団体の精神を打ち壊すのが政治的進歩の前提と考える。国家と個人に介する団体を排除し、人民Ⅱ主権者と人民Ⅱ国家が政府を介して関係するという制度を考える。これらはまさにルソーが『社会契約論』において主題としたものであり、コンドルセもルソー思想を受け入れているのである。第二の法の定義について見ると、コンドルセはルソーを受け継ぐとともに大きな修正を加えてもいる。ルソーにおいては法は、その源泉においても(一般意志)、対象においても(一般的利害)一般的でなければならなかった。コンドルセは法の対象における一般性は重視するが、源泉における一般性については、法の形成に参加する権利の平等は非現実的であるとして、代表制の導入を提唱する。また一般意志を形成する市民を地主に限定する。彼は人民に不信を抱いているのである。それでもルソーの民主主義理論にも言及するし、革命にはいると民主主義的な要求は次第に拡大してい

く。

第三章ではモーブー改革をめぐる論争が扱われる。この改革を王権による専制として批判し、反対運動の先頭に立ったのは高等法院の法服貴族だった。他の貴族は主に法服貴族と同じ立場をとり、ブルジョワジー層は高等法院のイデオロギーの影響を受けてその背後に着くか、もしくは中立を保っていた。啓蒙哲学者たちは、ヴォルテールのように公然とモーブーを支持する者もいたが、多くは高等法院と王権のどちらからも距離をおいていた。従って改革をめぐる政治論争は思想家の参加を欠き、単調なものとなったが、一七八八年からの革命の前奏曲となるものとして重要である。

伝統的には、王権の側が王権神授説を唱えるのに対して、高等法院の側はモンテスキュー的な穏和な君主制における中間団体の理論、もしくはブーランヴィリエ的な擬似歴史的なフランス王政論に依拠していた。しかし王権との対抗上、高等法院が民衆の支持をより強く必要とするようになる、次第に民主主義的な理論を取り入れるようになり、一七六六年には「王国の基本法」を一般意志に引きつけて理解する解釈も現れた。そこから三部会を召集すべしという意見が出てくるが、この三部会開催の要求は、それを古ゲルマンの軍会の変化したものとみなすブーランヴィリエ的な貴族主義と、人民の一般意志の表明の場と考える民主主義的な考えとが融合していたのである。

コンティ公が前者、すなわち貴族主義的な立場からのモーブー批判を代表している。彼は封建領主的な支配者意識を持ちつつも、王権の絶対化に対する高等法院の側からの抵抗を二〇年以上も組織し続け、モーブー改革に際しても真先に三部会の開催を要求した。そのコンティ公はルソーの唯一人の保護者になろうとしたことがあり、同時代のスーラヴィも両者の間の思想的つながりを指摘している。

もう一つのブルジョワ的な立場は、「法の友」「市民の教理問答」という二つのパンフレットによって代表される。

ともに匿名出版だったが、「法の友」の著者はマルタン・ド・マリヴォ、「市民の教理問答」の著者はジョゼフ・セージュであることがわかっている。<sup>(22)</sup>二人とも弁護士である。当時、弁護士はイデオロギー的には高等法院の法官貴族の影響下にあった訳だが、それでも小ブルジョワの知識人として、独自の論点も示すようになっていた。ルソーの名前が出るのは、「市民の教理問答」の一七八八年版(第四版)の注だけであるが、「法の友」には少なくとも二二個所にわたって『社会契約論』からの全面的引用があり、議論の内容から見ても、両者がルソー、特に『社会契約論』の思想的影響下に書かれているのは明らかである。たとえば、両者はともに、政治的権威の基礎は自由で平等な個人の契約である、としている。法は一般意志の表明であり、立法権は人民に属する。服従契約は否定される。人民主権が主張され、ルソーが主権者と「君主もしくは行政官」の間に設けた区別がそのまま踏襲される。執行権は立法権から完全に分離され、かつ立法権に対して従属的な立場をとる。「市民の教理問答」の方が「法の友」よりも議論が洗練され、ルソーの影響もこなれているが、議論の進め方は共通しているのである。

このように法、主権、立法権と執行権の関係といった原則的な論点に関しては『社会契約論』の独創的な立論をそのまま受け継いでいるのであるが、細かい点ではルソーからのずれを示している。「市民の教理問答」は一般意志を個人の意志の総和と考え、個人の自己愛がそのまま社会全体に拡大されて、全員の共通善をめざすようになるという。ルソーが一般意志と全体意志のあいだに設けた区別はセージュにおいては意味を失っているのである。またセージュは各個人が自然状態において持っている権利をより確実に保持するのが社会契約の目的であるとし、故に社会において個人の所有権は絶対であるとしている。セージュはルソーを、ブルジョワ的個人主義の立場から、ロック風に読み替えているのである。

「法の友」「市民の教理問答」はともにフランス史の中に規範となるべき事例を求め、それによって上記のような

ルソールのブルジョワ的な自然権の立場をアリストクラートの歴史的権利の立場と調和させようと努めている。どちらも、人民主権即ち人民の立法権の原則を求めめるのみで、それと区別される執行権即ち政府のありかたの問題にはほとんど考慮を払わない。そして具体的な政府のあり方を歴史的事例を通じて論じる段になると、王権の専制を批判し、王権への対抗勢力としての高等法院に大きな期待を寄せることになる。ルソールの主権原理に、モンテスキュー的な穩和政体論・中間団体論がオーヴァラップするのである。

これら二つのパンフレットはモープー改革に対する高等法院の抵抗を支持するために書かれたものであるが、逆説的ながら高等法院によって断罪された。告発にあたったセギエは「主権は国王に属し、国王のみがすべての公権力の唯一の源泉であつて、君主と国家を切り離すのは誤りである」としている。またセギエはこれらのパンフレットが『社会契約論』と高等法院の建白書に依拠していて独創的ではないと指摘している。『社会契約論』の影響は同時代人によって認められているのである。

以上から『前奏曲』全体の結論として、二つの点が指摘される。第一は、ルソールの政治論はこれまで考えられていた以上に読まれていたということである。ただしその影響は潜在的で、はっきり名指しで引用されたりはしていない。この事情が変化するのはルソーが一個の権威として認められ、その権威が確立されてからである。第二は、ルソー主義、特に『社会契約論』の利用にはブルジョワ的なものと封建的もしくは高等法院的なものの二つがあるという点である。この二つの流れはしばしば同一作家の中に混在しており、当時の階級関係の複雑さを示している。これら二つの混在の中から革命の精神が生まれた。高等法院支持のイデオロギーを拡大発展させるところから、「国民的」ないしは「愛国的」イデオロギーが生じたのだが、『社会契約論』はこの転化に大きく貢献したのである。

## 3 ロジェ・バルニの業績(二)―『大革命におけるルソー』と

## 『革命期におけるルソー主義の炸裂』―

行論の関係から、出版された順とは逆に『革命期におけるルソー主義の炸裂』(以下『炸裂』)を先に取り上げた。本書は、前節で取り上げた『前奏曲』での問題提起を直接に受けたかたちで、革命期におけるルソーの思想的影響を、何人かの著述家・政治家の作品を通じて探っている。第一部は革命陣営に属する著述家が対象で、オベール・ド・ヴィトリの『憲法制定議会におけるジャン・ジャック・ルソー』<sup>(23)</sup>、グダン・ド・ラ・ブルネルリの『社会契約論補遺』<sup>(24)</sup>、セバステイアン・メルシエの『革命の最初の著者の一人として考察されるJ・J・ルソー』<sup>(25)</sup>、ルスタロの『パリの革命』<sup>(26)</sup>紙、フォーシエの「セルクル・ソシアル」の会合における『社会契約論』についての連続講演<sup>(27)</sup>が取り上げられる。第二部はアリストクラートとルソーの関係が対象で、第一章は反革命の理論としてルソーが解釈される例を取り上げ、第二章では右側からのルソー批判を取り上げる。

順に見ていこう。オベール・ド・ヴィトリの著作はバステイーヌ攻略の数週間後に出版されたもので、当時オベールは二四歳である。彼はまず、精神面もしくは感情面におけるルソーの影響を重視する。すなわち革命は平和的で合理的であるべきで、かつブルジョワジーがその中心でなければならぬ、ルソーはその中庸の精神により革命のよき原則を体现している。現実にはネッケルがこの路線の代表者である。革命により幸福と自由の時代が到来したが、これは人々の心と精神に働きかけたルソーの成果である。またオベールは「推論の乱用、理論への幻想」から身を守るよう警告し、感情(による直観的判断)を重視している。著者は道徳面ではルソーの弟子たることを自認するが、政治思想においては、ルソー主義の原則から出発しながらも、ルソーから一定の距離を置いている。すなわち人民主権

の原則を認めながらも、「憲法制定権力」と「憲法に基づく権力」を区別して前者のみが人民に属するものとし、かつ人民は代表を選ぶことよつてのみ自己の主権を行使するのだと考える。こうしてオベールは、権力の分割を要求するアリストクライトと政治参加を要求する民衆の双方から議會を守る、ブルジョワ的エリート主義の立場を取るのである。しかし同時に経済問題にも目を配り、富者が貧者を放置すれば貧者は反革命に転じるであろうと心配している。従つて生存権の概念にも一定の理解を示し、所有の樹端な不均衡を是正するために政治が介入することを求めるのである。オベールの著作は、革命的ブルジョワジーの中でも民衆との関係に関して最も躊躇している党派を代弁しているのである。

グダンの『社会契約論補遺』は一七九〇年秋に書き終えられている。この頃議會は右傾化し、「憲法」と「革命」はそれまでは同一のものであったのが対立概念に転化しており、議會は憲法を守るといふ名目で革命の進展を抑えようとしていた。グダンの著作はまさにこうした傾向に合致しており、勝利して保守化した大ブルジョワジーの政治意識を反映している。彼はルソーが小さな共和国しか想定しなかつたことを批判し、大国における民主主義の可能性を肯定する。憲法制定議會の成果全体がルソーの民主主義の原則の適用なのである。地方の特権の廃止、貴族の称号と名譽特権の廃止、権利の平等の確立などがその具体的成果である。しかし同時に、ルソーの代表制批判に反論し、イギリス流の二院制議會を提唱するのである。グダンによれば市民の資格となるのは財産である。彼は土地所有とともに、動産所有をも重視している。貨幣的富は労働・勤勉・節約という三つの徳の成果なのである。有産者Ⅱ市民の代表から議會が構成されるが、さらに、議會の越権を防ぐための調停者として国王と第二院が要請されている。一般意志を重視しはするものの、それを表明するための具体的手続きは欠落させ、抽象的な道理もしくは正義と同一視している。すなわちグダンは、封建的勢力に対して革命の成果を擁護する面においてはルソーに直接的に依拠し、民衆の

介入と革命の行き過ぎを防ごうとする際には「ルソーは小共和国しか考えなかつたので、場所と時代に適合させねばならない」という名目で修正を加えるのである。しかしグダンは不平等の存在には否定的なのであって、小土地所有農を理想とし、小土地所有者が増えることによって市民層に政治体が拡充することを望んでいるのである。また公教育を重視し、教育によって国民としての一体性を高めることを計画している。これらの点においては、ルソーに比較的忠実なのである。

セバスティアン・メルシエは一七八九年には老齡に近づいていた。八七年頃から政治への関心が前面に出るようになり、九二年には国民公会に選出されてジロンド派に近い立場を取った。『革命の最初の著者の一人として考察されるJ・J・ルソー』は一七九一年六月に出版されたが、それまでの著述からの繰り返しも多い。彼はブルジョワ的リベラリズムを信頼し、革命を啓蒙の開花として称賛している。だいたいにおいて議会の成果を肯定しており、民衆が独自に抱えていた経済問題には気がついていない。『社会契約論』は一七八九年になってから読んだが、ルソーの主権論の重要性を把握し、ルソーの議論に従っている。すなわち国民が憲法制定権を持つとして革命の原理を確認し、かつ主権の発露として立法権を重視して、執行権に国王に対する優位を主張している。それとともに、立法権が執行権を吸収してしまってもならないとし、モンテスキュー的な分権論も受け入れている。また主権原理からすれば民主国家のみが適法的であるとして、君主制・貴族制を批判した。しかし同時に「主権（国民に帰属する）」と「主権者」（代表）を区別して、代表制を擁護し、直接民主制を否定している。ただしメルシエはこの点でルソーに異を唱えたとは自覚しておらず、ルソー自身の考えを明確にしたのだと述べている。彼が批判的なのは、ルソーが財政問題に無知で、利子所得を批判した点である。メルシエは信用操作により資本が形成されることを説くのである。またルソーの民主主義論に関しては、メルシエの議論は揺れている。一方ではルソーが反乱権について触れなかつたこと

を指摘している。もとよりこの権利なしには革命を正当化できないのである。しかし同時に革命の既成の成果を固定化する必要もあり、別の個所では政治秩序を「自然的で変更しえない階制的秩序」とすら述べている。現状に合わせるために議論の一貫性を犠牲にしているのである。全体としてはルソーの愛国的徳を称賛し、彼が革命に圧倒的な影響を及ぼしたとしている。フランスが世界最良の憲法を手に入れたのは『社会契約論』を研究したからなのである。またルソー自身の手本も著作に劣らず重要だったとしている。『学問芸術論』については、学問や芸術が支配階層のイデオロギーとして機能していることを批判したのだとして、共感を示している。しかし『不平等起源論』のように社会そのものを否定するような議論については論及を躊躇している。社会の否定はブルジョワ・イデオロギーに抵触するからである。『エミール』がルソーの著作の中で最も重要であるとし、家族関係の習俗を変え、子供を解放したことを称賛している。『新エロイズ』の扱いは軽い。

ルスタロは一七八九年一〇月から一七九〇年九月に没するまで、一人で「バリの革命」紙を編集した。まとまったルソー論はないが、この新聞の中で民主主義的なルソー解釈を示し、『社会契約論』の原理にもとづいて現実の政治を批判している。彼がとりわけ重視して批判の対象としているのが、代表制である。人民の命令的委任にも服さず、人民への活動報告も義務づけられない「絶対的代表制」はルソーの原理からの逸脱である。直接民主制は人民が権力に参加することにより不満が発散されるという利点がある。代表制を取らざるをえない場合は、命令的委任もしくは人民による法の批准を導入すべきである。またルスタロは、執行権を嚴重に監視し、主権を篡奪されないように注意する必要を繰り返して説いている。立法権が人民主権の媒体であるとして、その優位を説き、権力の分割には否定的である。主権は不可分なのであるから、環境がいかなるものであれ、権力は実質的には一つしかないものであり、真の民主主義においてはすべての権力が人民の手のなかに置かれるのである。ルスタロも（ルソーに倣って）このような

理想は「神々からなる人民」にのみ適用できるのであって、現実には権力の分割が必要だとする。ただし本来の理想はあくまでも忘れてはならない。ルスタロはルソーに拠ってモンテスキューを相対化しているのである。また自治体行政のあり方をめぐる論争にも参加し、自治体においてはルソー的な代表制批判を字句通りに適用できるとしている。さらに、習俗の役割を重視し、習俗の再建なしには革命の成功はおぼつかないとする。そして政治が道徳改革の重要な手段であるとみている。このようにルソーの原則にかなり忠実なルスタロであるが、他方では貧富の差を自然的なものとし、労働者には投票権を認めるべきではないとしている。彼は生まれつつある資本家ブルジョワジーのイデオロギーを代弁しているが、時としてそれを超えてしまふ矛盾も犯している。

フォーシエは一七九〇年から一七九一年にかけての冬、『社会契約論』に関する連続講演を行った。これは「<sup>フランス</sup>真理の友同盟」の通常活動であるが、「セルクル・ソシアル」の後援を受けていた。後者はニコラ・ボンヌヴィルが中心となっているフリーメーソンのロッジであり、「真理の友同盟」はボンヌヴィル派をフリーメーソンの枠を超えて広げようとして作られた組織である。ボンヌヴィルは「<sup>フランス</sup>鉄の口」紙を週三回発行していた。フォーシエはこのグループとは一定の距離をおいていたが、フリーメーソンの友愛の理念、革命の理念には共鳴していた。彼は裕福な都市ブルジョワジーの出身で、宮廷付き司祭となり、知力で定評を得ていた。福音の精神に忠実で唯物論には反対したが、寛容を説き、社会問題に関しては合理主義者であった。福音的精神から貧困問題にも熱心だったが、同時に物質的快楽や富がもたらす奢侈的生活に肯定的で、ルソーのようなスバルタ的理想は持たなかった。司祭の結婚には反対している。立法議会・国民公会に選出され、ジロンド派の右派となり、処刑された。

「セルクル・ソシアル」および「真理の友同盟」は革命の「福音」を人々に告げ知らせようという幻想的な理念を目標にしており、現実にはジャコバン派・八九年クラブ・ラファイエット派・民主主義的党派などを、それらの分裂

が生じた社会的原因を理解しないまま、大同団結させようとしていた。そこからこのグループの両義性が生じ、結局はジャコバン派と対立する結果になるのだが、こうした曖昧さはフォーンシェの連続講演にも現れている。彼は九一年春に立憲派司教としてカーンに赴任するためパリを離れたので、『社会契約論』についての講演は第三編まで検討したところで中断している。

フォーンシェは、福音と友愛の名のもとに、人間が自然的に社会を形成することを主張する。社会形成の契約はアリオリに成立しているのであり、彼はこうした宗教的・封建的な「自然社会」を、革命の理念となった意志主義に對する良識の勝利ととらえるのである。実はこうした見方は革命派の中にも広がっており、革命が一応達成された後ではルソー的な個人主義はむしろ過激なものとして敬遠されるむきがあった、フォーンシェはこの流れのなかで、社会の秩序と友愛を説き、人々を分裂させる利害の主張を抑えようとしているのである。主権論に関してはルソーに従い、人民主権は不可分で不可譲であって一般意志は常に正しいと述べている。こうしたルソーとフォーンシェの一致は、ブルジョワジーと民衆の協働が存在していることを示すものである。ただし代表制に関してはフォーンシェはルソーを批判する。彼は「主権は代表され得ない」という原理についてはルソーと一致する。しかし原理の適用に関してルソーは間違っていると考えるのである。フォーンシェは「主権の行使」と「立法に関して委託された権力」(別の個所では「主権」と「具体的諸権力」)を区別し、前者は代表され得ないが、後者については代表制を認めるのである。さもなければ人民は自分自身では何もできず、一般意志を解釈し実行に移す機関がないのでアナキーに陥ることになる。議員は委託された枠内で決定権を持つが、一般意志に反してはならず、人民による法と憲法の批准を通じて主権者による監視を受ける。フォーンシェはルソーの理論が一七六〇年代の状況に制約されていると考え、革命の経験(II)アリストクラートの反革命とジャコバン派の権力独占の双方から革命と議会を守る必要)を生かして修正を加え

なければならぬとするのである。代表制の問題とならんでフォールシェが批判するのは、ルソーが主権の行動をあまりにも抽象的にとらえすぎたという点である。『社会契約論』においては主権者は一般的な法を作るだけで、その個別の場合への適用は法の性格を持たないとされるが、フォールシェは個々のケースを通じてしか一般性は発動しないのであり、全ての権力・全ての公的行為が主権の現れである、とする。ルソーは国家の一般的目的を想定したが、フォールシェはすべて個人的であり、個人の生活が一面においては公的性格を持つと考えるのである。また同じ理由からフォールシェは宣戦・講和・行政官の任命なども主権の管轄下におかれるべきものであるとする。主権者の権利を様々に分割しながら主権を唯一絶対であると考える者をルソーは揶揄したが、フォールシェによればルソー自身が同じ誤りに陥っているのであり、執行権をアプリアリに君主に委ねた結果、専制を招来したのである。ルソー批判の第三点は、彼がモンテスキューの地理的・風土的決定論を受け入れた点である。当時はモンテスキューは人間の自由全般と変革への意志とに対する敵対者とみなされていたのであり、フォールシェもまたモンテスキューを反動的と考えている。全員が決定に参加して一般意志を実現するのが唯一の正しい政治のありかたなのであり、ルソーがモンテスキューに倣って国家の型を分類したり、自然的要因の影響を重視したのは誤りとせねばならない。国家の広さは正しい政治のあり方とは無縁であり、自然的要因よりも人為的要因の方を問うべきである。フォールシェはルソーが未開状態を自由と幸福の最高状態としたのを批判し、この見方は人間の完成可能性に反する、とする。彼は人間の自己改善について楽観的なのであり、社会内部の敵対関係は視野に入れていない。封建制の略奪的性格を批判し、社会正義を求めると、少数者が富を独占的に蓄積する危険には気づかず、個人の富は自由に比例するとして、自由主義的な立場を取った。しかし同時に、生存権を主張し、サン・キュロット的な享受の平等を唱えている。ここに理論的矛盾があることに自分自身では気づいていない。ただしフォールシェが説く生存権は労働への権利ではなくて民主主義的な課税と公共扶助

であり、所得の一部を再配分することで享受の平等が達成できると考えている。基本的には自由主義的な社会の中の部分的な規制なのである。フォーシェは弱者への宗教的共感とブルジョワ社会のダイナミズムへの執着の間で引き裂かれていると言えよう。

以上が『炸裂』の第一部である。第二部では反革命とルソーの関係が扱われる。第一章では反革命の側がルソーを自己の論拠として用いる場合が取り上げられるが、ここでは二つのグループが区別される。一つは自由主義的貴族で、モナルシアンに近く、イギリスの政体を望んでいる。第二は小貴族のイデオログで、第一のグループに敵対的である。また『社会契約論』だけを取り上げる場合と『山からの手紙』『ポーランド統治論』なども併せて取り上げる場合とにも区別できる。

彼らが革命を批判する論拠としてまず挙げられるのが、ルソーの代表制批判である。ルソーは一般意志と各個人の間で中間団体を認めていない。従って代表制は否定されるか、もしくは代替措置として命令的委任の厳格な適用が求められることになる。またルソーの法理論も用いられる。法は一般的でなければならず、立法府は個別の問題に介入すべきではない。従って国民議会が現にとっている態度は認められない。さらにルソーによれば契約は全員一致を要するのだから、一致が見られない（＝自分たちが反対している）場合は現状を変更すべきではない。こうした論点と並んで、ブルジョワ的個人主義そのものが反革命側に利用される場合もある。国民議会がアリстокラートの自由と所有を傷つけたのは行き過ぎであると主張する場合で、こうした例は保守派と革命的ブルジョワジーの間に一定の共通性があったことを示している。ただし保守派は特権の維持も所有権に含めるのであって、社会契約によっても不平等は残存すると考えるのである。

こうした『社会契約論』を論拠とした革命反対の主張と並んで、『社会契約論』の思弁的・抽象的性格を指摘し、

そのままでは現実に適用不可能とみなす場合もある。その際にはルソーがモンテスキューを取り入れて自然的要因の影響を指摘したことを取り上げ、例えばルソーは大国には君主制が適するとしたから、革命には反対だと主張するのである。しかしこれは純然たるルソーの影響とは見做しがたいであろう。またルソーの宗教論を取り上げ、「サヴォワ助任司祭の信仰告白」をキリスト教擁護として他の啓蒙哲学者の教会批判と対比させつつ、革命の宗教政策を批判する場合もある。

問題はこうしたアリストクラートによるルソーの読み方は正確かという点である。第一部でみた革命派の方が革命の現実に合わせてルソーを修正する傾向があるのに対して、反革命側はルソーを字句通りに解釈している場合が多いことが指摘されている。J・マクドナルドも反革命側のルソー解釈の方がルソーの真の姿に近いという見解を基本的に支持している。<sup>(28)</sup>しかしここでは、どちらがルソーの精神に近いかが問われなければならないのであって、革命側が問題にした民主主義的な理論（これはルソーの独創である）は反革命側が取り上げたルソーの保守的側面（こちらはモンテスキューからの影響による）よりもルソーの真髓に触れるのである。

第二章は反革命側によるルソー批判である。イスナールとアベ・バリュエルがその代表である。<sup>(29)</sup>共に、神が法を作り、その法によって社会の秩序が保たれているのだから、人にできるのは法に服従することだけだと考える。従って、人が契約によって社会秩序を創出するという問題設定をしたこと自体が、ルソーの誤りなのである。「自分自身にしか従わず、以前と同じように自由であるような結合形式」などそもそも存在しないのだが、そうしたものを採ろうとすること自体が権威の否定につながる。個人の救済は、神と自然の法を尊重することによって得られるのである。また所有権からは不可避的に不平等が生じ、この不平等を維持するためには他のすべての不平等を維持せねばならない。故にルソーが財産の平等や政治的権利の平等を考えたのも誤りである。

以上が『炸裂』の内容である。続けて『大革命におけるルソー』の紹介にはいる。『前奏曲』と『炸裂』が『社会契約論』に代表されるルソーの政治理論の継承ないし影響を中心に扱っていたのに対して、『大革命におけるルソー』はむしろ人々の心性にルソーが与えた影響を主に扱っている。全部で四つの章と結論からなっており、第一章が「(スタール夫人の) J・J・ルソーの作品と性格についての書簡」、第二章が「ルソーの人間性に関する論争」、第三章が「アカデミー・フランセーズによる『ルソー頌』の募集」、第四章が「革命期のルソー礼拝の始まり」となっている。以下、この順に内容を見ていく。

スタール夫人の『J・J・ルソーの作品と性格についての書簡』<sup>(30)</sup>は一七八八年の末に出版され、パリ社交界で論争の種となった。夫人は感情の力を称揚し、ルソーを「感じやすい魂」の手本であるとする。一八世紀末の道徳的・イデオロギー的危機は知性のみによっては解決できないのであって、ルソーに倣って生活を変えることが必要なのである。この点で『エミール』に見られる習俗改革の計画、具体的には母親の家庭における役割の重視や子供の幸福への権利の承認を、夫人は高く評価する。『新エロイズ』も『エミール』の延長にある道徳小説とされる。幸福は徳や秩序と一体であることがこの小説で示されているのである。しかしルソーの作品において女性の地位が低い点について、夫人は困惑を表している。同じく『学問芸術論』におけるルソーの反進歩主義にも当惑しているが、こちらは逆説によって悪徳への嫌悪と徳への愛を教えたのだと解釈している。さらに問題なのは、『告白』などに示されたルソーの人間性であった。この点に関する夫人の叙述は肯定と否定が入り交じり、首尾一貫しないものとなっている。政治思想に関しては、国家をこれまでの伝統や成り行きから切り離して、目的を持った契約によって形成するというルソーの立場に賛同しているが、代表制批判については反対している。スタール夫人は穏和なブルジョワジーの立場からルソーを解釈しているのである。

ルソーについての革命初期における論争は常に、作品からその著者へと論点が移っていった。それはルソーがモラリストと考えられ、著者の主体性や生き方が作品と切り離し得ないものと考えられたからである。論争点の第一は、ルソーが主張する陰謀は実際に存在したかという点である。ルソーの妄想として片づける傾向は革命に入ってから減少し、ルソーと他の啓蒙哲学者の対立を、双方の誤解もしくは住んでいた世界のずれとして、調停しようとする傾向が現れる。ルソーと他の哲学者の両方を革命の先覚者とみなし、両者が不幸にも対立したことを嘆くのである。しかし同時に、『告白』の記述に全面的に従って陰謀の存在を信じ、ルソーを殉教者とする「聖者伝」も現れる。こうしたルソー崇拜は、抑圧的な公権力・強者・富者などへの嫌悪を哲学者に投影するもので、ルソーを民衆の正直さと独立性のシンボルとするサンキュロット的小ブルジョワジーのイデオロギーなのである。論点の第二は、ルソーの死は自殺だったかというもので、自殺説はルソーの死の直後に現れたがテレーズやジラルダン公の証言で消滅した。それが一七八八―八九年頃再び現れ、テレーズの不行跡・哲学者による悪口などがその原因とされた。ルソー崇拜者は、ルソーは死ぬまで幸福だったのであり、自殺はありえないと主張している。論点の第三はテレーズの評価である。前述のスタール夫人などがテレーズ批判の中心であり、『告白』に拠って彼女を粗野・飲酒癖・無教養・偽善・利害がからむ時の悪知恵などで告発している。貴族にとっては、ルソーはその才能によって自分たちと同じ貴族にふさわしい者となったのであり、ブルジョワ民主主義者にとってもルソーは民衆の地位を抜け出すだけの才能を示した英雄だった。両者ともに、そのルソーが民衆の女性を伴侶としたことを嘆かわしく思うのである。しかしルスタロなどはテレーズを弁護し、彼女に対する批判は民衆に対する階級的偏見に基づくものだ指摘している。さらには、テレーズはルソーのために自分の住み慣れた民衆の世界から切り離されてしまった犠牲者だという弁護もある。世論は一般にテレーズに同情的であり、議会は一七九〇年末、バレーールの報告に基づいて彼女に年金を付与した。第四の論点は

『告白』に描かれたルソーの露出癖と子捨ての問題である。これらの事実それ自体、ルソーがこれらを自ら公表した点、『告白』において子捨てについて後悔や良心の呵責を感じていないと記した点のいずれをとっても、ルソーの敵にとっては恰好の攻撃材料であり、逆にルソー擁護者にとっては困惑の種であった。ルソーが率直に打ち明けた点、若い頃のこうした過ちを乗り越えて大成した点を取り上げて弁護する者もいるが、ほとんどの論者がこの点に関してはルソーを批判するか、沈黙して通り過ぎていく。

アカデミー・フランセーズは十八世紀末には啓蒙哲学者の牙城であり、従ってルソーには敵対的だった。それでもルソー人気の高まりには抗しきれず、一七八九年四月に懸賞論文のタイトルに「ルソー頌」を出題している。アカデミーの傾向をルソー崇拜者たちが警戒したためか、応募は少なかったが、それでも一五点の「ルソー頌」がアカデミーに残っており、うち七点は出版されている。その中でムドゥモンパのものは小貴族の典型であり、革命的ルソー主義を否定している。『不平等起源論』に反対して「自然的不平等」の存在を指摘し、『社会契約論』は実現不可能だとしている。『学問芸術論』に関連して民衆が学芸に手を出すことを批判し、彼らを知に留めておくべきことを説いている。『エミール』がルソーの代表作であるとし、ルソーはモラリストだが政治思想家ではないとしている。シャリエール夫人はムドゥモンパとは立場は異なるが、やはり革命には距離を置き、ルソーを革命に引き寄せて解釈することを拒否している。ルソーの人格に関する評価は公正である。テレーズがルソーの犠牲者であったのはこの夫人である。それに対してチェリ、シシエル、エドム・ブチは革命派であり、デシエルニは自由主義的貴族である。<sup>(31)</sup>一般に政治論よりも道徳や感情の問題やルソーの人格の問題により多く紙面をさいているが、これは「ルソー頌」という性質による。『エミール』と『新エロイズ』が家族的結合の再建、子供の解放といった習俗面での改革をなした点、宗教感情を重視して神学者のドグマティズムと啓蒙哲学者の宗教批判の双方から宗教を解放

したことを称賛する点でも、彼らは一致している。ただし神の捉え方には相違があり、ムドゥモンパの場合には神は所有の守り手とされている。政治理論については、ムドゥモンパとシャリエール夫人が『社会契約論』の諸命題は現実には適用不可能だとするのに対して、革命派の側はルソー理論の有効性を説くという違いがある。その中でもM・E・プチはルソー主義を全面的に肯定し、革命後に小生産者の社会が成立し、その社会ではルソーが考えた徳と幸福が実現するとしている。ルソーの反進歩主義はブルジョワジーには障害となったのだが、プチはそれにも賛成し、富と指導者に敵意を表している。デンセルニは、革命の進行に対する自由主義的貴族の不安を現して、プチとは逆にルソーに距離を置き、社会問題よりも道德面における改革の方を重視している。

一七八〇年頃からルソー崇拜が始まり、エルムノンヴィルのポブラ島は聖地となって巡礼が訪れるようになった。革命が始まるとルソーは、ヴォルテール、フランクリン、ミラボーとともに、英雄として扱われた。ヴォルテールは一七九一年五月にパンテオン入りしたが、ルソーにはエルムノンヴィルがふさわしいという意見もあつてパンテオン入りが遅れた。その間、テレーズには年金が付与されており、またルソーにもヴォルテールに匹敵する名譽が付与されるべきであるという意見は相次いだ。ルソーのパンテオン入りはテルミドール派の支配下になって実現する。革命期にはルソーを主人公とする芝居がいくつも上演された。革命を準備した先達、人々の幸福を問題にしたモラリストとして描かれている。筋立ては強引で粗削りのものが多いが、観客はルソーが登場しさえすれば満足だった。エルムノンヴィルへの巡礼は続いた。貴族にとってはルソーは内面生活への沈潜の手段だったが、革命派は徳や感受性と社会組織論・政治論を一体のものとしてルソーに倣おうとした。六月二八日(ルソーの誕生日)と七月二日(同じく命日)には議員を先頭に大勢が巡礼に参加している。ルソーが祭典に登場する例は一七九〇年六月から見られる。ジュ・ド・ポームの誓いの一周年を記念する式典の後、ルソー・マブリ・フランクリンの胸像を飾ったテーブルで宴会

が開かれたもので、こうした宴会はミサを真似ており、宗教的性格をおびている。九一年にはいると民衆協会がルソー像を設置する際に祭典を催す例が増える。十年來ルソー崇拜が盛んだった所でルソー祭典が多く見られる。ルソーは徳・自由・平等・反専制のシンボルとなり、自らを犠牲にして人類の幸福をもたらした人物として、キリストになぞらえたイメージで語られている。伝統的宗教のシンボルやイメージが革命礼拝に動員されているのである。革命期のルソー主義を「政治理論」と「純粹宗教」に二分して捉えてはならない。両者は渾然一体となって、生まれつつある新体制への民衆的コンセンサスの形成をめざしたのである。

#### 4 結論

以上が『大革命におけるルソー』の、そしてまたバルニの三冊の業績の、要約である。最初に述べたように、これは大部の博士論文の一部であって、これがバルニの業績の全体像ではない。しかし、これだけからでも「ルソーとフランス革命」について我々はかなりのことを学べるであろう。まず第一が、彼の博引旁証である。本稿ではその一部しか紹介できなかったが、彼が取り上げている著者や著作は、それ自体として興味深いものである。だがこの点にはこれ以上立ち入らない。第二に、伝統的な思想史の方法の有効性を指摘しておくことができる。近年、研究者の恣意的な解釈や価値観の混入を避けるため、書物の統計など客観的に数値化できる分野が重視されている。しかし本稿で紹介したバルニの研究はそうした統計的方法が万能ではなく、従来の思想史的方法がその欠陥を補い得るものであることを示した。もちろん、そのために統計的方法が不要になったというのではない。両者は相互補完的に用いられるべきものである。

ルソーという特定個人の思想を問題にするのではなしに、ルソーが人々全般に与えた影響（ルソー主義）がいか

なるものであったかを問う際には、我々は個々の著者の細かいニュアンスは捨象して、最大公約教的なパターンを抽出することに努めねばならない。実証的な根拠はバルニに依拠しながら、どのようなパターンが存在したのか確認したい。

①人民主権論、およびそれに基づく立法権の優位。従来、立法権・執行権・司法権を区別して捉える思想は、モンテスキュー自身の思想的立場がいかなるものであったかとは別に、モンテスキューから示唆を受けたものと考えられてきた。それは基本的には誤りではない。しかしモンテスキューの考えた三権は互いに同等であり、それ故に相互に牽制しあうものだった。それに対してルソーは、すべての政治的権威の基礎を人民の主権に求め、かつ主権の直接の現れ・行使を立法とすることによって、立法権の優位という序列を設けたのである。従って、既に見たように、ルソー以後の人々は政治制度を問題にするときには、とりわけ立法権の組織・立法における一般意志の表明のあり方を問うようになったのである。政治理論における「ルソー主義」の内実はこの点に求めることができよう。もちろんニュアンスの相違は存在するのであって、多くは革命の生み出した政治制度に肯定的であるが、なかにはルソーによる執行権軽視が旧制度下の専制を産んだと批判して、執行権をも主権＝一般意志の統括下に入れようとする議論もある。

②ルソーの代表制批判への言及。立法権のあり方を基本的な問題と捉えるのであれば、ルソーの代表制論と対決せざるをえない。この点では論者の多くはルソーを批判し、代表制を擁護する。その論理にはいくつかの種類があるが、人民主権論＝立法権の優位と代表制擁護を組み合わせたのが政治的ルソー主義の基本と言ってよい。ただしここにも相違はあって、ルソーの代表制批判を受け入れて憲法制定議会を批判する立場もあれば、逆に議会の独裁・人民からの遊離を恐れて強制的委任・人民投票などの制約を議会に加えようという意見もある。またこの点と関連して大國における民主主義の可能性という問題も取り上げられる。ルソーはモンテスキューを受けてこの可能性を否定した

のであるが、革命期には代表制的民主主義はフランスのような大国でも可能だとする立場が多い。反革命側は逆に、ルソー・モンテスキューに忠実に、大国フランスにおける民主主義の可能性を否定するのである。

以上は政治思想における影響であるが、バルニによればルソーの一個の権威としての地位を確立されてからその政治理論が権威あるものとして引用されるようになるのであって、それ以前には『社会契約論』への言及は少ない。従ってそれ以外のルソーをめぐる論点も重要である。まず、③『学問芸術論』『不平等起源論』に対する評価である。細かく見れば、前者の学芸（ロイデオロギー）批判と後者の社会制度批判を区別できるだろう。大方はこれら二論文を単に奇抜なレトリックを弄しただけで内容には賛同できないと評価した。しかしメルシエはルソーのロイデオロギー批判に賛意を示しているし、地方の小貴族には両論文に共感を示す者が少なくなかった。個々の論者がこれら二論文にどのような態度を示すかは興味深い問題なのである。

④ルソーを『社会契約論』に代表される政治理論家とみるか、『新エロイズ』『エミール』に現れるような徳への愛・家庭生活や子供への配慮・宗教感情などを説いたモラリストとみるか、言い換えればルソーの影響は理論面におけるものだったか感情面におけるものだったかという問題もある。もちろん、これは二者択一的に、一方であれば他方ではないとすべき問題ではない。多くの論者が双方の点でルソーから影響を受け、またこれら両面を論じたのだった。しかし政治理論を重視する者ほど革命ヘコミットしており、どちらにより重点を置くかは、③と同様、論者の立場を計る一種のリトマス試験紙のような役目を果たしているのである。

「ルソー主義」がおおむね以上のようなパターンを持っていたとすると、フュレが主張するようなルソー的政治文化はどのように位置づけられるだろうか。些細な点を先に挙げると、まずモルネ説を過度に信じすぎたことが指摘できる。モルネは単に『社会契約論』が八九年以前には読まれていなかったと主張したに過ぎず、それもバルニによつ

て否定された。モルネは人々は八九年から『社会契約論』を読み始めたとしたが、バルニによれば人々はそれ以前から読んでおり、八九年から名ざして引用し始めるのである。多少皮肉にも、修正派の政治文化説は正統派のバルニによって実証の根拠を示された。「八九年人はルソーを読まなかった」というのはモルネ自身も主張しなかったことで、フュレの誇張であるが、揚げ足取り的な議論はこれまでににして、内容の検討をしよう。問題は、仮に修正派の言うように八九年にイデオロギーの一人歩きが起こったとして、なぜそれがほかならぬルソーの思想だったのか、という点である。「政治を知らない文人」云々というのはフュレの勇み足であって、テュルゴ、マルゼルブのようにオピニオン・リーダーたりうる資質を持ち、かつ政治の現実に触れていた人物は存在したのであるし、モンテスキューの影響もあった。なぜそれらの人物ではなしにルソーが選ばれるのか。「マニ教的二元論」というのはルソーが選ばれる結果であって、原因ではないだろう。ここではスタール夫人の例が示唆的である。アンシアン・レジームの末期に公私の全面にわたって生活を変えたいという願望があり、ルソー思想はその全ての面に応え得たということである。私的な感情生活が政治にもたらす帰結までを含めて「政治文化」と呼ぶのだということであれば、これはまさに政治文化の問題である。だがそれはフュレが示唆したものと若干おもむきが異なるのである。

バルニの業績にも弱点がない訳ではない。まず第一が、思想とその社会的・階級的基盤をあまりにも図式的に対応させ過ぎる点である。そうした基盤を考慮することによって思想の内容やその社会的機能がよりよく理解できることは、我々も認めよう。しかし反革命的な貴族、革命を推進するブルジョワジー、より過激で前二者の双方から距離がある民衆という三分法は、わかりやすいというメリットは確かにあるのだが、革命当時のフランスの現実に対応しているであろうか。必ずしもそうではないからこそ、バルニ自身が「二つの階層の両方にまたがっている」「階級が混在している」「自己の階級的限界を超えてしまっている」といった類のややあいまいな議論をせざるを得なくなっ

ているのではないだろうか。革命期の階級関係は根本から再検討されるべきであり、それに言及するのはここしばらくは慎重でなければならぬのである。

第二が、一七七五年から一七八九年までの期間が検討されずに欠落している点である。革命期に活躍する人物の多くがまさにこの期間に思想形成を行っていることを考慮するなら、フランス革命のイデオロギーを研究する上でも、フュレ説を検討する際にも、この欠落は大きいと言えよう。ただしこの指摘はないものねだりに近い。政治的パンフレットは大きな政治問題が国を揺るがしている時に出版される。七一年から七五年にかけてのモープー改革は、まさにこうした時期だった。しかしモープーが失脚し高等法院が復帰すると国民全体の関心を引くような事件は八九年まで存在しないのである。従って検討すべきパンフレットも出版されていない。だからバルニがこの時期を扱っていないのはある意味では当然なのである。しかし彼自身が、モルネの行ったような統計的方法では浮かび上がってこない『社会契約論』の影響を探るために、伝統的思想史という別の方法を求めたのではなかったか。政治パンフレットのほとんどない七〇年代後半から八〇年代におけるルソーの読まれ方を探るにはどうすればよいのか。その方法を求めるのは我々自身の課題であろう。<sup>(32)</sup>

第三に、一七九三―九四年のジャコバン独裁期におけるルソー主義が分析の対象となっていない。ロベスピエールがルソーに心酔していたことはいわば常識であり、「政治文化論」においてもこの時期は重要な意味を持つ。ぜひ分析しておいてほしかったところである。<sup>(33)</sup>

注

- (1) Sébastien Mercier: *De J.-J. Rousseau considéré comme un des premiers auteurs de la Révolution*, Paris 1791.
- (2) Daniel Mornet: "Les enseignements des bibliothèques privées", in *Revue d'histoire littéraire de la France*, 1910.
- (3) この論争については柴田三千雄『フランス革命』岩波セミナー・ブックス 30 岩波書店 一九八九年、およびフランソワ・フェレ『フランス革命を考える』(大津真作訳) 岩波書店 一九八九年の本文と訳者あとがきを参照。(原書は François Furet: *Penser la Révolution française*, Paris, 1978) なおフェレの訳書については筆者の書評(日本一八世紀学会年報 第5号 一九九〇年 十九—二十頁)も参照。なお、一九八九年十月に東京と京都において開催されたフランス革命三百周年国際学会の席上、「修正派」の名は適当ではないので「政治文化派」と呼んではいかかかという提案があり、必ずしも会場の賛成を集めた訳ではなかったが、その後この提案に呼応する動きもある(佐々木克「明治維新とフランス革命—革命二百周年国際シンポジウムをめぐって—」『日本史研究』三四二号 一九九一年二月)。我々も「修正派」という呼び名が必ずしも当を得たものでないことを認めるのにやぶさかではないが、だからといって「政治文化派」がそれに代えるに適當だとは考えない。本文中に述べたように「政治文化」が取り上げられる以前から「修正派」は存在していたのであり、「修正派」の論点が全て「政治文化」に集約される訳でもない。本稿ではこれまでの慣例に倣って「修正派」の名を用いておく。
- (4) François Furet et Denis Richet: *la Révolution française*, Paris, 1965.
- (5) François Furet: *op. cit.* p. 76. (邦訳九九頁)
- (6) *ibid.*, pp. 50-51. (邦訳五九—六一頁)
- (7) *ibid.*, p. 67. (邦訳八四頁)
- (8) *ibid.*, pp. 250-251. (邦訳三五三頁)
- (9) Jacques Julliard: *La faute à Rousseau*, Paris, 1985.
- (10) *ibid.*, p. 19, et p. 22.
- (11) *ibid.*, p. 14, et p. 17.
- (12) Benjamin Constant: *De l'esprit de conquête et de l'usurpation dans leurs rapports avec la civilisation européenne*, Paris, 1814.
- (13) Roger Barry: *Prélude idéologique à la Révolution française - le rousseauisme avant 1789*, Paris, 1985.
- (14) *id.* Rousseau dans la Révolution: le personnage de Jean-Jacques et les débuts du culte révolutionnaire (1787-1791), Oxford, 1986.



1791.

Michel Edme Petit: *Eloge de J. J. Rousseau, citoyen de Genève, seconde éd.* Paris, 1793.

F. L. d'Eschery: *De l'égalité ou principes généraux sur les institutions civiles, politiques et religieuses. Précédé de l'éloge de J. J. Rousseau en forme d'introduction.* Basle 1796.

(32) タタン・グリヒは前掲書において民衆本やアルマナックに描かれたルソー像をも調査の対象としており、方法の問題に関して一つの示唆を与えている。

(33) キャロル・ブラムは『ルソーと徳の共和国』においてルソーが説いた「徳」もしくは「有徳な人物」のイメージと恐怖政治期のロベスピエールやサン＝ジユストが説いたものの近似性を論証しており、この問題に一つの光を投げかけている。ただし彼女が明らかにしたのは両者の精神の近似性であって、一方から他方への影響関係はない。cf. Carol Blum: *Rousseau and the republic of virtue, The Language of politics in the French Revolution*, Ithaca & London, 1986.